



第四回

受け皿整備が先なのか

「平成の大合併」とも言われる市町村合併が今年度いっぱい一段落する見通しになりました。首相の諮問機関である地方制度調査会（中村邦夫会長）が六月に、合併推進は「一区切りとすることが適当」と答申したからです。合併の狙いの一つは分権の受け皿となれる「行財政基盤の強い」基礎自治体をつくることでした。果たして、分権を進めるには受け皿整備が必要なのでしょうか。

規模により差のある権限

分権改革には、大きく分けて、自由度拡大と権限（仕事）拡大の二つがあると言いました。このうち、法令や補助金による縛りをなくす自由度拡大の場合には、特段の受け皿整備は問題になりません。既に自治体が日々こなしている仕事の自由裁量が広がるだけだからです。

ところが、権限（仕事）拡大の場合には、仕事が増える分、新たに人や金が必要になります。組織が弱体では、担いきれない恐れがあります。実際、基礎自治体には規模によって権限に差があります。基礎自治体は政令指定都市―中核市―特例市―一般市―町村の五段階に分かれており、政令市は都道府県に近い権限を持っています。地方分権改革推進委員会（丹羽宇一郎委員長）は昨年五月の第一次勧告で、都道府県から市町村に三百五十九項目の事務権限を移譲するよう

勧告しました。その大部分は一般市を対象にしたもので、町村にまで移譲するものは、地名の町や字の新設を告示する事務など二十八項目に過ぎません。ばい煙発生施設に対する改善命令など大気汚染防止法関係の権限は特例市まで、公立小中学校の教職員の定数の決定は中核市まで、市街地再開発組合の設立認可は政令市まで、といった具合に、規模の大きな都市にしか移譲しない権限もあります。

住民自治との兼ね合いに

人口規模を基準に自治体の権限に差を設けることが妥当かどうか、議論のあるところですが、規模が大きい方が多くの仕事を担いやすいとしますと、基礎自治体の規模を拡大して、多くの仕事をさせるか、規模はそのままにしておいて、仕事が増えないようにするか、という選択になります。

日本は明治以来、一貫して、規模拡大路線で来ました。明治には小学校、昭和には中学校をそれぞれ維持できる規模を目標に、大合併を推進しました。「平成の大合併」は三度目の大合併です。その結果、明治の初めには七万以上もあった基礎自治体は千八百を割ってしまいました。これに対し、フランスは基礎自治体の数をそのままにしておいて、単独ではこなせない仕事は自治体連合で対応するというやり方をしています。

ジャーナリスト
松本克夫

地制調の答申をよそに、政党は更に合併を推進する構えを見せています。自民党は道州制の導入に伴い、基礎自治体を七百〜一千にする方針ですし、民主党は当面、七百〜八百程度に集約する構想を示しています。いずれも、都道府県の権限を大幅に基礎自治体に移譲するものです。次の総選挙の結果がどうなると、基礎自治体の集約は不可避に見えます。

基礎自治体の権限拡大は補完性の原理にも沿うものですが、自治体の規模拡大を伴うものだと、問題が起きます。住民に身近なはずの基礎自治体が都道府県のよくな遠い存在になり、住民自治が形だけにあってしまふ恐れがあるからです。住民自治との兼ね合いを考えする必要があります。

